

平成29年度世田谷区公契約適正化委員会（第2回） 会議録

1. 会議名称 平成29年度世田谷区公契約適正化委員会（第2回）

2. 担当課名 財務部経理課

3. 開催日時 平成29年10月16日（月）午前10時～12時

4. 開催場所 世田谷区役所第1庁舎2階入札室

5. 出席者

委員

中川会長、永山副会長、児玉委員、小部委員、豊田委員、三浦委員、竹内委員
事務局

菊池財務部長、山田経理課長、大工原公契約担当係長、鈴木契約係長、上村、
宇佐美、大野、矢崎

6. 会議の公開の可否 非公開

7. 会議を非公開とする理由

会議の性質上、契約・入札制度や予定価格等、区等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれのある内容に議事が及ぶ可能性があるため。

（世田谷区情報公開条例第7条第6号ロ）

8. 会議次第

1. 開会

2. 労働報酬専門部会の報告

平成30年度労働報酬下限額について

3. その他

チェックシート（せたがや文化財団）について

周知用ポスターについて

第3回公契約適正化委員会開催について

4. 閉会

平成29年10月16日

世田谷区公契約適正化委員会（第2回）

午前 9 時 58 分開会

会長 それでは、雨の中ありがとうございます。今年度第 2 回の適正化委員会を始めます。

きょうは、労働報酬専門部会でいろいろ議論していただいて、その取りまとめができた。その内容を区長に提出していこうというところです。この適正化委員会でもその報告内容について見させていただいて、恐らく大きな問題はないかと思っておりますが、その話が 1 点。

その他として、区のほうからチェックシート、それから周知用ポスターということでございますので、そこまでの話をさせていただいた後、委員のほうから、一番最後にクリップでとじた資料が先週回ってまいりましたので、それらについて話を進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願います。

それでは、労働報酬専門部会の報告ということで、お手元にとじたものがございます。これは委員、よろしく願います。

委員 それでは、労働報酬下限額の平成 30 年度、2018 年度に向けての議論の報告をさせていただきます。

去る 8 月 7 日に部会を開き、次のような状況認識のもとに改めて労働報酬専門部会として報酬下限額の設定をまとめました。以下のような報告をさせていただきます。

まず、報告の 1 ページです。建設業及び委託業務についての基本的認識を 2 点にわたって確認いたしました。建設業では、多発する大規模自然災害、それに伴う建設産業へのさまざまな影響、とりわけ首都圏ではオリンピック・パラリンピック及び国家戦略特区事業等の大型工事が実施されていることもかわり、建設市場の事業量が多く、また、労働力不足がより強まってきている、こういう状況をまず踏まえておく必要があるということです。さらに、国土交通省の設計労務単価は、平成 25 年度、2013 年度に 15.1% 上昇、26 年度 7.1%、27 年度 4.2%、そして昨年、28 年度 4.9%、今年度 3.4% と、近年毎年引き上げが継続されてきました。これらの引き上げは、労働市場の実勢価格をこの設計労務単価積算も適正かつ迅速な反映や、社会保険加入徹底に伴う法定福利費等の加入額を反映したもので、その流れを受けとることが 1 つ課題になります。

2 つ目に、建設労働者、特に基幹技能労働者の不足に象徴されておりますように、働き手の確保が重要な課題になっていることから、働き手の処遇改善が強く政策的に求められています。

これらの流れを受け、平成 30 年度、2018 年度には、平成 29 年度の報告の基本骨子の実現を最優先し、区内公契約条例適用現場に優先的実施が課題になっている、という点から、平成 30 年度に関しては平成 29 年度の報告を基本的に踏襲して、報酬下限額が公契約条例適用現場に有効に履行されること、これに対す

る発注者の責務を確実に前進させることを改めてお願いするものであります。

それから、業務委託分野に関しましては、次の2ページの(2)の から までのことを考慮いたしました。

1つは、特別区行政職(一)高卒初任給を基準とするという、既に労働報酬専門部会及び適正化委員会で確認されている原則を改めて再確認し、平成29年度では、この目標に到達するまでに必要な金額の半ばの額で昨年度の報酬下限額が設定されました。それから、特別区行政職(一)高卒初任給は、本年1.0%上昇し、また、平成29年7月25日の中央最低賃金審議会の目安賃金が3%の上昇を決定したことです。これに伴って東京都の目安が26円上げられて958円としたこと。これらの状況を踏まえた業務委託の報酬最低下限額を設定しようという認識です。

これらについて基本的に合意を得て、建設工事は次のようにいたしました。

(1)でございます。平成29年度報告と同様、熟練技能労働者に対する東京都設計労務単価各職の85%を下限額とする。ただし、未熟練工、高齢者及び不熟練者については、東京都設計労務単価における軽作業員の70%を下限額とするということです。これは昨年と同様です。

社会保険未加入者対策としては、現在、現場によっては社会保険未加入労働者等が現場から排除される状況も考慮し、予定価格には社会保険料を別枠表示し、工事契約書にも適切な社会保険料を別枠に表記するということを求めます。

さらに報酬下限額の実施状況の確認を特に強く求めます。平成30年度から、その一環として、1億8000万円以上の請負工事案件については、現場での周知ポスター、シール掲示とあわせて、施工体制台帳を活用するなどして次のようなことを実施していただくことを希望します。

1つは、就労者、労働者に世田谷区公契約条例適用案件の工事であることを通知する。2番目に、職種ごとの労働報酬下限額設定を文書で個々人へ周知し、設定された労働報酬下限額を労働者自身が確認できるようにすること。平成31年度以降、徐々にこの条例適用を確認する対象案件を、予定価格の金額を引き下げるなど、将来に向けて改善をしてほしいということです。さらに、サンプリング方式で下請労働者の報酬下限額の適正な適用の実態を把握するための確認作業を行うことを求めます。建設業については以上のように、水準そのものは昨年同様ですけれども、実施状況、進行状況を確認する作業を求めるものです。

2つ目の業務委託につきましては、先ほど触れましたように、特別区行政職(一)高卒初任給を基準といたしまして、その月給プラス地域手当の12カ月分、年間210万3840円ありますが、これを年間労働時間数、そこに記したように1891時間で割り、報酬下限額は1113円をひとまず置きました。その上に立ち、

平成27年度、2017年度7月の中央最賃審議会の東京都における目安賃金の958円への上昇及び都内における公契約実施の他の自治体の労働報酬下限額を考慮し、区財政への影響等を配慮し、次のような額を報告いたしました。

平成30年度における業務委託の報酬下限額は、30円アップの1050円とする。対前年度比で2.94%増です。以上の合意を得ましたので、区長宛ての報告書を作成し、提出した次第です。

以上です。

会長 ありがとうございます。部会の皆様方のほうから、ほかの委員の方々からはいかがでしょうか。何かつけ加えることはございますか。

今、委員からございましたけれども、2ページ目の平成30年に関する労働報酬下限額についてということで、このような形で考えていってほしいということですが、区のほうからこれらについて何か、この辺は無理だよとか、この辺は前向きにといったらちょっとあれですが、何かコメントされることがもしございますれば。

事務局 部会のほうで熱心な御議論の上で出された報告ですので、これを確実に区長に伝えて、さまざまな状況はございますけれども、その辺をトータルで、総合的に判断することとなると思います。今現在、区のほうでは来年度予算の所管の見積もりが終わった状況でございます。これから査定に入るという段階でございます。財政課の情報によりますと、かなりの額がもう既に予算要求で上回っているということもございますけれども、こちらの報告はしっかり伝えたいと思います。最終的に区として判断することになるかと思えます。

以上です。

会長 それからもう1点が、実施状況の確認ということ(3)で、来年度はある意味では重点的にとってはあれですけれども、見てほしいという事柄があったと思いますが、この実施状況の確認というあたりに関しては。(3)の一番最後では、サンプリング方式で実施状況の確認といったことも進めてほしいということですが、これらについてはいかがでしょうか。

事務局 周知につきましては、後ほどポスターの説明をさせていただきますが、日々いろいろ工夫して試みております。また、サンプリング方式で現場の実態を調べるということにつきましても、現在検討を進めておりまして、来年度は何とか予算化していこうと思っております。

以上です。

会長 それでは、こういう形で区長に報告するというので、平成30年度労働報酬下限額についての議論はこの形で取りまとったということよろしいでしょうか。ありがとうございます。

委員 ちなみに、今後のスケジュールみたいなものがわかれば。いつごろ区

長にお渡しして、いつごろこの下限額は決定をして公表されるとか、もしくは議会報告はいつごろされるのか。

事務局 本日は議会開催中で、決算特別委員会ということもありまして、区長が直接はお受けできないんですが、私が本日受け取りまして、速やかに区長のほうには御報告したいと思います。その後の流れですが、財政当局の予算査定が大体年末にかけてこれから詰めていく状況になりますので、その過程で、これから区長のヒアリング等もございますので、恐らく11月から12月の間には最終的に決定しないと予算に反映できないということになりますので、はっきりは今のところ申し上げられないのですが、そんなスケジュールで今後進むかと思えます。

以上です。

会長 当初は、本日これが終わったら直ちに区長に報告しようということもあったんですが、議会ということもあってちょっと無理だろうということですので、区長の時間を部長のほうで見ていただいて、できればきょうということで、あしたになるかもしれませんが、できるだけ速やかにやっていただく。

そしてまた、この内容等の反映については、年内予算立ての中において、それぞれ進めていく。その中には、先ほどのチェックシートの予算も無事通ればいいんですけれども、そういったようなことも含めて進めていきたいということだそうです。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員、取りまとめをやっていただいてありがとうございます。

委員 部会の皆さんにも協力いただきました。ありがとうございました。

会長 それでは、その他ということでチェックシートの話、それからチェックシート全般ではなくて、せたがや文化財団のほうでチェックシートにかかわる事柄が出てまいりましたので、その御報告をいただくのと、それから周知用ポスターに関しまして、区のほうからよろしく願いいたします。

事務局 それでは、ホチキスどめされたチェックシートをごらんいただきたいと思えます。こちらは、せたがや文化財団が三軒茶屋にある文化生活情報センターの指定管理をやっておりまして、それに関するチェックシートでございます。

ごらんいただきますと、の労使協定のところが「いいえ」になっていると思えますけれども、これは年度協定とともに提出があった年度当初には「はい」で提出されておりましたので、その辺の経緯について御説明いたします。

9月8日にせたがや文化財団から、タイムレコーダーと出勤確認簿の出退勤打刻時間に差異があって、36協定の特別条項で定めた時間を超えた時間外労働の実態があったとの報告がございました。このため、同日付で実態に合わせた

チェックシート、「はい」だったものを「いいえ」に修正していただき、その間の経緯等を記した文書とともに閲覧をするようにいたしました。

続きまして、9月29日にせたがや文化財団から、未払いであった時間外の勤務手当を支払って改善策を実施していると。しかしながら、36協定の特別条項で定めた時間を超えた時間外労働の実態がいまだに改善できていないとの報告がございました。このため、現在はこの日付でのチェックシート、お手元のチェックシート、それと、次ページにあります改善策等を記した文書とともに閲覧しております。引き続き改善に向けて取り組んでおりますので、改善された暁には、このチェックシートを「はい」にしていただき再提出させまして、閲覧する予定にしております。

今後、この文化財団に限らず、同様のケースがありましたらこのように対応しようと考えております。

御報告は以上です。

会長 ありがとうございます。いわゆる36協定の運用というところでふぐあいがあったと。未払い分に関しては9月の給与ということで、一応は清算してあるけれども、それ以外、労働条件そのものにおいてのさらなる改善というようなことが進められてきていると。その中には、ガイドラインの周知の問題等々も含めて進めているということのようです。

このことに関しまして、何か。

委員 このチェックシートは、一般的には契約をした直後に提出するものなんでしょうか。

事務局 そうです、契約時です。

委員 今回は異例なことが起きて、36協定違反の事実があったということで「いいえ」になっているんですけども、このチェックシートの真実性というか、これをどうやってチェックするのかというあたりが、今回の労働報酬専門部会の、先ほど部会長からもお話があったように、3ページの(3)ですね。工事現場については1億8,000万円以上の大きな工事で、とりあえず負担のないようにしながら実行性を高める手続をチェックしてもらおうということで考えているんですが、逆に言うと、業務委託なり指定管理者の場合には、毎年変わるわけでもなくて長期的な雇用でやられています。ですので、ある程度チェックがしやすいのかなということを見ると、これ自体を出していただくのは大変結構なんですけど、これが真実そのとおりなのかをどのように確認していくのかなと。実効性を高めていくというか、1020円と決めても、それが実際に職場で守られているかをどうチェックするかという関連で非常に大事ななと思っています。

私としては、そういう実践的な、具体的な方法を我々が編み出すのはなかなか

か難しいので、むしろ区のほうでこういう方法でどうかという形で、我々としては、要するに土木建築だけではなくて業務委託のほうも含めて実効性を高めるような形での確認の実施をしてもらいたいのので、今回たまたまこういうのが出てきたということでこれはこれでいいことなんですけれども、ぜひチェックシートは、サンプリングなのか、あるいはどうするのか、区のほうで御検討いただけないかなと思っています。

というのは、契約が3年なり5年なり、多分長いはずなんですよね、そういう委託契約なり指定管理者はね。だから、そういう意味では長期的な雇用関係がむしろ確認しやすいほうなので、その方法をぜひ御検討いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

事務局 来年度、先ほどサンプリング調査という、社会保険労務士さんの協力などを得ながらやろうと思っておりますが、当面指定管理者などは長期に相手方は決まっていますので、そういう確認は可能だと思っておりますので、できるところから取り組んでいきたいと思っております。

委員 ぜひ御検討ください。

会長 では、続いて周知用ポスターのほうに移ります。

事務局 それでは、周知用ポスターについて御報告いたします。

まず、カラーのA4版のポスターにつきましては、6月から7月にかけて世田谷線の駅と、9月の1カ月間、区の広報板に、それから、9月から三軒茶屋の三茶おしごとカフェに掲示をしたものでございます。今後は、来年の3月にやはり区の広報板と世田谷線の駅に掲示する予定にしております。

次に、このA3版のポスターでございますが、こちらは専門部会での御提言を受けまして作成したものでございます。御提言にもありましたように、区議会の議決案件の工事現場に10月下旬より掲示する予定にしております。これがカラー版の現物でございます。

以上でございます。

会長 1つは一般周知、1つは現場のところに置いて掲示をしていくものということですか。

委員 これはまだ問い合わせというか、確認に関して何か連絡があったりはしているのでしょうか。

事務局 こちらは10月下旬から掲示いたします。

委員 これからですか、わかりました。

ちなみに、これは全ての掲示板に出るものですか。

事務局 広報板はそういう仕組みではございませんで、広報板の中の幾つかのところに張られているものですから、必ずしも広報板全てに張られているわけではないです。

委員 私は成城をよく使うので見たんですけれども、まだでていないです。

事務局 チョイスさせていただいて。

委員 事業者が多いかどうか、現場に近いところのほうが目に入るとは思うんですが。

会長 こちらのポスターも、今年度もう1度という。

事務局 はい、3月に。

会長 来年もこういう周知はしていくんですか。

事務局 予算は要求しているので。

事務局 できるだけ継続して周知はしていきたいと思っております。

会長 これに関してはよろしいですか。ありがとうございます。

それでは、今後の適正化委員会、第3回をどう開くかというのは最後にまた話していただくとして、委員から資料の提出をいただいておりますので、この内容が今後の、さらには来年の議論の1つのもとにもなるのではないかとということでお伺いしておりますので、委員からよろしくお願いします。

委員 きょうお手元に行っている冊子の中に、「労働条件確認帳票(チェックシート)のご提出のお願い」というもの、これは私が用意したというよりは、区のほうで実際に契約をした当事者、相手方に対してお配りしているチェックシートの説明書きとチェックシートの見本を御用意いただきました。先ほど来お話があるとおり、今、区の契約をすると、50万円以上の契約はもう全部このチェックシートの提出をいただいているということなので、事業者にお渡しして、契約書提出時にはこれを全て記入して提出するということになっておるかと思えます。

あと、これにもう1枚、多分公契約該当のものについてはA4裏表の説明書きみたいなものも一緒に配られていると思えます。その下に、下限額対象案件の一覧表ということで、実は前回の労働報酬専門部会の際に財務部のほうで御用意いただいたものです。これは先ほど説明したチェックシートを提出していただいたものを財務部のほうで取りまとめて表にしているものだと思います。これを見て、特にこの一覧表を見ますと、各事業者が書いたものをそのまま多分集計をしていただいているんだと思うんですが、いろんな工事ごとに対象者の人数、そして下限額が記載をされているんですが、多分、このチェックシートをもらった企業側の独自の判断というか、どこまでを対象にしているのか、どの金額を書いていいのかというのは、多分契約当事者の判断に委ねられているというのがこの一覧表を見るとよくわかります。各契約ごとに、多分そもそも的人数が書いてあるんですけれども、これは全て3000万円以上の工事契約でありながら、対象が1人とか、5人とか、7人とか、まずそもそも対象人数がその企業によって全くばらばらであるということ。ここに「元請

のみ」と書いてあるんですが、そもそも公契約の適用は元請だけではないはずなんです。例えば、2ページ目の真ん中から後半ですと、小学校の改築工事等々の現場も出ておるんですが、小学校の改築となりますと、建築工事であれば20億円近い契約、設備工事であっても8億円とか10億円近い契約が電気設備でおのおの行われているんですが、対象人数を見ると2人とか、3人とか、1人とか、多分現場監督の賃金を書いている程度に収まっているのと、右側に職種、工種が出ているんですけれども、結局提出する側の企業によって何の職種のことを書けばいいのかよくわからないので、例えば、改築工事といえば、大工さんから電気屋さんから塗装屋さんから左官屋さんから、いろんな職種の方がお仕事をしているので、よくわからないので上記以外の職種みたいな書き方で書かれて御提出をされていると思うんです。

本来ですと、改築工事であれば、多分延べでいけば数千人で、実際に入る人の人数でいっても数百人の方が働いていて、なおかつ公契約条例をつくるそもそもの趣旨としては、やはり建設工事のように重層下請で、下請になればなるほどどうしても賃金が低くなるという現状の中で、労働者の労働条件を上げていくということがもともとの目的にあったかと思うんですが、そういう人たちが全然このチェックシートでは把握はし切れていないという、そういう現状があるようなので、やはりこのチェックシートの運用について、先ほど次年度の労働報酬専門部会の答申の中にもありましたが、もう少し運用を改善することと、先ほど来お話があったとおり、契約時出したこのチェックシートが、実際に現場でどのように実施されているのか、もしくはされていないのかの確認作業がないと、実はこの条例で一番肝となる確認作業が全く意味をなさないのので、ぜひとも今後御検討いただけたらなと思っております。

ちなみに、資料の一番下のほうになると、ほとんど下限額を1020円と単純に、多分、下限額が1020円だから1020円と書いてしまっているケースも多々あるようにも見受けられるので、やはりその辺を改善していただきたいなと思っております。それで、一応ちょっと、できれば委員会の全体で、今の状況を確認できればと思って用意をいただきました。

以上です。

会長 ありがとうございます。この表について、委員のほうから何かございますか。

委員 業務委託のは、もういただいたんでしたっけ。これと同じような業務委託の分は。

事務局 業務委託は件数が多いものですから、今集計ができない状態なんです。来年度はその辺はきちんと皆さんに情報を提供できるようにしたいと思います。

委員 業務委託の中で、これは50万円以上ですもんね。だから、相当多いので、いわゆる公契約条例適用職場だけでいいと我々は思っているの、そこだけは早目に集計して、どんなふうになっているかこの委員会に出していただませんか。

事務局 労働報酬下限額が対象になるということでもいいですか。

委員 我々の問題意識はね。この委員会の問題意識。さっきの労働時間は我々の守備範囲と言ったら怒られますので、それは参考にはします。基本的には我々は労働報酬下限額なので、そこに関する同じような表をつくっていただければと思うんですが。問題は、それを見て、同じような問題が起きているかなという感じがするので、それをどうチェックしていくのかというあたりを議論するには、まず実態のチェックシートがどうなっているかを見させていただかないと議論が発展しないかなと思うので、速やかにつくっていただきたいと思います。50万円以上ではなくて。

事務局 2000万円です。

委員 そうですね。

会長 記入の仕方のところの問題はさっきもあつたかと思いますが、何かありますか。

委員 この中には、幾つか公契約条例とその運用に関して正確な知識抜きでチェックシートを出している事業者がいることを想像させるデータがあります。2ページ目の真ん中の29番以降、ずっと1020円が続きまして、次のページも全部1020円なんですね。この1020円というのが出てくるのが「上記以外の職種」となっています。何の職種がよくわからないけれども、かなり大型事業もないのに、そのまま出るのはどういうことなのか。提出の際に、記入側とそれを受け取る側のチェックは、誰が何をチェックするか。その事務内容にかかわると思います。どのようにしてこれらが通るのか、よくわからないのです。

事務局 1020円なんですけれども、この案件というか契約の中で携わっている従業員の方全てが対象になるんですね。ですから、技術者だけではなくて、事務局というか事務の方も対象になるので、事務の方だとどうなのかということになると、やはり1020円が労働報酬下限額になるので、この上記以外というのはほぼその会社の事務員の方の単価ということになります。

委員 でも、従事者数が1人とか2人って、工事を事務員ではできないので、その辺やはり実際との違いがあるのは明らかではなからうかと思われませんが。

会長 その辺はどうですか。

委員 私は事業者なので書くほうの立場なんですけれども、まず、これは事あるごとに私は話をしているんですが、実際に元請の事業者数があつて、例えば、それが直備で自分のところで抱えている大工であるとか、土木作業員であ

るとかという場合には、直接この事業者から、元請からお金が流れているわけですね。それはある程度把握できるんです。そのほかの協力業者、例えば交通誘導員でありますとか、例えばほかのとびさんであるとか、そうしたところには、その下請とか協力会社に我々元請がお金を払うんですね。そうしたときに、実際その協力会社から作業員に幾ら払っているかというところまでは、私どもは把握できないんですね。そうすると、元請の例えば直接払っている人たちのみのお金というのは把握できてそこに書き入れるという作業になるのじゃないかと僕は思っていますね。

やはりその、何十もいる協力会社に、例えば建築工事であれば何十以上も協力業者がいて、その実際の末端に払っている人のお給料というか手間まで元請が把握できないんですね、何度も言いますけれども。そこが基本的なベースとして皆さんおわかりになっているかというところなんですね。把握はできないんです。ですので、そこまで元請でこのチェックシートまで管理しなさいというのは酷じゃないかというのが僕の意見です。これは何度も言うんですけれども。

委員 角度を変えると、そういう困難さが1つ、現実をつかまえるのは難しい点があるということと。

委員 難しいと思います。

委員 極端に言うと、2ページの38とか39は、言ってみれば直傭労働者がいないから、丸投げになりませんか。

委員 ただ、分離発注という形で、協力業者のみで構成されている。施工管理は元請で全部やっているというのは、これは別に丸投げじゃないわけですね。例えば、いろんな職種があって、それをトータルでコーディネートして行って、施工管理をやって、元請をやって、これは丸投げとは違うと思いますよ。

委員 請負契約で、管理は元請がやる。

委員 元請がやるんですね。

委員 請負というのは、完成をもって終わるという規定からすると、いわゆる偽装請負の問題は出ませんか。

委員 いや、それが例えば建築工事なんかの型枠工事、自分のところに作業員を抱えていない建設会社ってあると思うんですね。作業員を自分のところで抱えていない会社がいろいろな会社、協力業者の作業員を使って、その全体をコントロールして行程を組んで行って、まとめ上げて行って、1つのものをつくっていく。これは元請の仕事ですから丸投げじゃないと思うんです。決して丸投げだとは言えないと思います。

そうすると、自分のところの労務者が一切ゼロという会社は現実的にあると思います。

委員 先般、横浜のくい打ち工事で岩盤に届かなかった事象を見ると、下請契約にほとんど工事はしない事業者が下請負事業者に入っている。“ペーパー請負”があるのです。そういう感じです。

委員 なるほど。本当の丸投げと丸投げじゃない、ちゃんと関与していると、その辺の峻別がすごく難しいと思うんですけども。例えば、でも真っ当な会社で、自分のところに作業員を一切抱えていなくて、そのかわり、でもちゃんと協力会社を全部束ねて1つのものをつくっていく、そういう会社ってあると思うんです。全体的に施工に関与していて、施工管理していて、全責任を持って物をつくる、それはあり得ると思うんですね。それと、まるきり関与しないでただ何か書面上の契約書で出てくるというところとの線引きってすごく難しいんですけども、実質的関与ということなんですけれどもね。

委員 本当の丸投げだと、元請で完全に丸投げというのは多分余りなくて、中間のところはあり得る。2次から下とか、通常、職種でいくと、1次ぐらいまではちゃんとやっているんだけど、2次に入ってくると手配だけとかというのはいろんな業種の中で発生していて、そういうことを見きわめる意味でも、今回報告書の中にありますけれども、今世田谷区の場合、どこの工事もそうですけれども、規模の大きなものについては施工体制台帳を必ず提出させていて、元請がどの工種を、下請のどこに発注をするのか。本来は2次、3次までちゃんとそれを報告させる義務があって、今報告をさせていますよね。少なくとも、施工体制台帳に出ている各企業についてはこのチェックシート、内容はともあれ、まず労働報酬下限額が適用であるという現場であるということを通知するとともに、それをちゃんとうちの会社はこういう仕事をしていて、最低でも、個々の労働者の賃金まで把握をしようとしているわけではなくて、少なくともこのチェックシートで言っているのは、あなたのところでこの現場に入れる職人さんで一番低い人の賃金は幾らですかという聞き方をしているので、少なくとも施工体制台帳に出ている全ての企業から出すことは可能だと思う。元請が全部書く必要はなくて、各下請から全部書かせればいいので。見積書とかそういうのも通常下請から取り寄せしますので、契約時というよりは、反対に施工期間中に必ずそれを提出させるということは、そんなに無理な話ではないのかなと思うんですが。そのほうがもっとより実態が使われるかと思うんです。

ちゃんともしやるとしたら、手引みたいなものを区側がつくらないと、受け取る側、書く側の個々の判断で、個々がこう書けばいいのじゃないか、こう思っているということで書くのではなくて、統一の見解のもとにこういうものは運営をされないとなると全く意味がなくなってしまうので。

委員 今お話しになった施工体制台帳、それに名前が出てくるような業者の

方々はそれなりの大きさがあるんですか。

委員 いや、大小は関係ないです。

委員 要するに、元請が協力業者で、例えば区役所とかでの仕事でしたら、こういう下請を使いますという一覧表をつくるんですね。一覧表をつくって、それを実際に請け負う額まで、例えば金額が入っていたんですね。そういう一覧表をつくって、実際の労働者の名簿とか何とか全部そこまで出すわけですね。それが一覧表になっているので、そこはこの業者を使って、これが全体の建物であればでき上がっていくんだなということがわかる。

委員 そうすると、請負額の一定多いところにとりあえずはやるみたいな形で、基準というかやり方を決めて、そこまでやってみないと実効性がないかもしれない。だから、今のお話だと一覧表があったわけだから、請負額もあるんですよね。

委員 そうです。

委員 全部洗う必要はないと思うんですね。

委員 だから、最初のうちは比較的大きなところを協力業者という形で、どうやってお願いするか元請の方と相談しなきゃいけないんだろうけれども。

委員 もし1億8000万円と決めたら、その施工体制台帳に出てくる企業は全部出したほうがいいと思いますよ、金額の大小に限らず。請負金額って、例えば300万円と書いてあっても、労務メーンの会社もあれば、ほとんど材料を提供しているだけのところもあれば、いろんな職種があるので、金額で労務費というのは見出せないんですよ。なので、そこは全て、今お話しあったように、労務者名簿も通常今提出、あと元請で保管というのは絶対義務なので、新たに何かしろというよりは、もともととしているものに保管をするという、その行為で十分対応はできるかと思うんですね。

委員 ただ、元請としては労働者名簿が出てきている労働者に、例えば協力業者が幾ら払っているかというところまでは関与できないですね。

委員 だから、今言ったように協力業者の方にそこは無理して書いてもらうというので、私は一定額と思ったけれども、今のお話だと額にこだわらなくてもいいと、労務費だけのところもあるから。でも、それが100もあるんですか、例えば1億8000万円として。

委員 通常、2次下請ぐらいまでしか出ていないですね。本当は3次下請があるかもしれないですけども、通常は2次ぐらいまでなので。建築工事でいくと20社、30社ぐらいで通常おさまって。特殊な工事になればなるほど専門的な職種がふえますのであれですけども、多分30社とかで対応できるかと思えます。1人1人の賃金は出す必要ないと思えます。

会長 その中で労務提供しているところだけですよ。

委員 ということも多いかと思います。材料は1次下請が支給とか用意をして、労務とか技術者、あとはいろいろないわゆる車両、機械とかそういうものを持っているとか、そういうことでも多分労務提供はあるはずですね。

事務局 そうすると、元請の事業者さんをお願いしてやる、チェックシートと説明をつけて書いてもらうというのは可能ですか。

事務局 公契約条例ですので、その下の契約というは民民の契約になってしまふものですから、そこまで網をかけるというのはちょっと厳しいものがあるかと思います。あくまで公契約は元請との契約が公契約ですから、その元請と下請の契約というは民民の契約になってしまいますので。

委員 だけれども、公共工事品質確保法によれば、それは下請まで調べることは、あるいはチェックは発注者の責務事項としてあり、かつ地方自治体も守るように規定している。国だけじゃなくて地方自治体の責務と同じ法律ですから、やれないという理由はとれないと思います。

委員 民民だというのは理屈上はそうだけれども、実際には、そこを把握しようということでも重層的な、今の法律もそうだし、労災が起きた場合の誰が責任を負うかも含めて考えると、やっぱりそれは、確かに民民なんだけれども、基本的には元請が把握してシェアしているという構造の中で、この間の国立競技場の過労死問題だって何だって、みんなやっぱり基本的な元請の責任で問題が出てきているわけで、決して下請の工事会社が悪いという話じゃなくて、元請が問題だったわけだから。そういう意味でいくと、民民だからといってこの公契約が及ばないだとか、そういうことはあり得ない、少なくともこの重層的な工事現場においてはね。そこをどうやるかは工夫の問題だと思うので、民民だからといって閉じたら、みんなおしまいになっちゃうよ。

事務局 決してそういう意味で申し上げたのではなくて、ですから、事業者負担のないような形、例えば現場にこのポスターを張るだとか、そのような方法ですが.....。

委員 さっきちょっと言ったように、全部の業者の全部をやるのがいいかどうかというのはまたこれは問題だけれども、基本的には今の仕組みであれば、大きなあれで、施工体制台帳と労働者名簿は既に今もつくっているわけでしょう。それを、そのつくっているものを前提にして、その人たちに幾ら払っているというものを書いてもらえばいいので、そんなに難しいことではないような気がするんですが。元請からすれば大変だとなるけれども、区の仕事はそういうものだと割り切ってもらえないよね。そのための公契約なんだから。

委員 今、社会保険未加入なんかの問題でいけば、民間工事であろうが公共であろうが、元請が下請、再下請、再々下請も含めて社会保障の加入を指導する、もしくはチェックするというのもう当たり前の世界ですし、東京都の発

注工事であれ国土交通省直管の発注工事であれ、今2次以下の下請がもし社会保険未加入企業を使っているならば、元請が罰せられるというのは今もう世の中の当たり前の流れなので、世田谷区が公契約条例という条例を持っていて、労働報酬下限額が適用になる現場ですよと契約している以上、元請は下請を指導する立場にありますし、少なくとも確認作業を無理のない範囲ですということ、それはあってしかるべきことだと思うんですが。

他の自治体ですと、それこそ1人1人、Aさん、Bさん、Cさんの賃金まで提出させている自治体も多くある中で、今話に出ているのは、あくまでも事業者ごとに最低賃金は少なくとも把握をするべきじゃないかというレベルの話だと思うので。ただ、あと実際それが実行されているかどうか、サンプリング調査はどこまでやれるかというのは、やっぱり社労士会の皆さんなんかのお力もかりて、実態調査というのはまた別途考える必要があると思いますけれども。

会長 元請のところ、要は現場に必要な職種、それが全部個々の会社になるんだけれども、その個々の職種を使っているか使っていないか、使っていたときの最低賃金が幾らかというのを元請のところ取りまとめることは、取りまとめていくべきだというのがあるのだと思うんだけれども、取りまとめていくことがどこまで可能か。1つの職種であっても、複数に出す例というのは余り。でも、とびや鉄筋工なんかはありますね。そうすると、その両方から出してもらって安いほうを記入するみたいな形になるんだと思うんだけれども、その辺は可能ですか。

委員 このチェックシートの16をちょっと工夫して、最低額を記入させる職種を工種ごとに基幹職種を選ぶようにして、2種類つくとかというのはどうなんでしょうか。

会長 できればこういう表の中でおさまるぐらいで、その欄というのは、この頭を書く契約をする事業者で、これは契約上からすると元請のところになってしまうわけですよ。それで、元請に限らずここに入れるような注記をしなければいけない。元請からすると、単純な言い方をすると管理技術者1人だけ、別な言い方をすると親方1人はそこにいます。それで、親方がそれぞれいろんな職種の人を集めてきて、実際はつくっていく。それは、Aというプロジェクトの場合と、Bという現場の場合と、それぞれ組み合わせ方は親方次第になってきますから、欲しいのは集めてきたそれぞれの人の最低が幾らかということなんだと思うんですよ。

委員 そうすると、ここのチェックシート施工体制台帳上に出てくる業者数が20社であれば、20社に全部これの提出を求めるといえることですかね。

委員 これはほかの項目も要るんですか。

会長 いや、ほかはほとんど要らないでしょう。

委員 いや、委員とやらないと、さっき全業者、例えば20業者ぐらいいると。契約請負額の多少にかかわらずというんだけど、全ての業者の全ての労働条件を我々が把握する、少なくともこの委員会で言えば10、14、15、16ぐらいのところですよ、我々が知りたいのは。だから、この3項目にふさわしい質問は別なものをつくって、それだけ書いてもらうというならそんなに負担にならないのじゃないかと。

会長 全部は要らない。

委員 そういう意味で、我々がどこまでやるかがちょっと相談事になるけれども、もう少し簡単なものにして、その業者の方には少なくとも賃金のところを書いてもらうようにすれば、負担はすごく減る。そうでないと、これを全部注意して書き込むのは大変だよ。

委員 労働基準法とか労安法にかかわるものも入っていますので、公契約専用のシートではないので、どうしてもね。

委員 例えば、この表に丸をつけて、さっきの16のところに囲みを入れて。

会長 そうです。この後ろに括弧して金額があるようなものでしょう。

委員 これに丸をつけて幾らとかね。そういうふうにすれば。

委員 これに該当する人の最低額だけ入れてもらって。

委員 そうそう。あるいはその他で千百何十円とかね。何か2つ3つ職種ごとに入れるとか、何かそういう形にすれば。

会長 それを受注した元請からというところですが、そこら辺で何かありますか。

事務局 以前、委員にこのチェックシートについて御相談させていただき、せっかく定着しているのでこれで継続していくのがいいのではないかという御意見をいただいておりますので、チェックシート自体はこのままいくつもりているんですけども、先ほど委員がおっしゃったとおりだと思います。それで、一応委員に御相談しながら、委員が先ほど御発言された方向で今検討しているところですので。要するに、社労士さんを活用させていただいて、それで実態の調査をしていこうかということができないかということで検討しております。

会長 イメージ的には、チェックシートはこのままで、別表があるようなイメージですか。それとは違うんですか。

事務局 違います。それはまたきょう出てきた話なので、事業者さんの負担も考えながら検討はしていきますけれども。

会長 そうなってくると、もう1つは、それぞれのところで最低賃金のところもあるんだけど、いわゆる法定福利費の支払いに関しても何かつけてもらうようなことができれば、これまでのここでいろいろと議論している話の中

で気になるところというのは、法定福利費のところがこれまでも出てきているので、その実態がというところですね。

事務局 その辺は国の動きも最近出てきていますので、その動向を見ながら検討していきたいと思います。

それから、やはり事業者さんの負担は考えなければ当然いけない話なので、例えば、総合評価方式というのは提出書類も多いものですから、割と参加する業者が少ない傾向にあるんです。ですから、ここでまた世田谷区の下請のほうに全てこれを出させるといって、かなりの負担になってくるかと思っておりますので、サンプルということも含めてちょっと検討していきたいと思います。

以上です。

委員 ちなみに、そのチェックシートは2種類あってもいいと思うんですね。元請用と下請提出用は簡易版をつくって、それは別に必ずしも元請も下請もみんな一緒にする必要はないので、そこも含めて検討していただければ。

委員 そもそも会の趣旨というのが、下請とかの人でもちゃんともらっているかどうか大切だという話なので、工事があって、従事者1人で1020円でも出せばいいんだということ、これを出されても、逆に言うと、では社労士の人がチェックするといって、何をチェックするんだぐらいの話になってしまうので、やはりせっかくやっている以上は、儀式ではなくてちゃんとした制度にするには、なおかつ元請の負担をかけないのであるならば、元請のチェックと最低限のチェックみたいなものを分けるというのはかなり現実的で、その元請にも負担がなく、なおかつチェックできる方法ではなかろうかなと思います。

委員 あともう1点、これは社会保険の部分ですけれども、大事なことは、社会保険が積算にちゃんと入っていますよという、そののところはどうされるんでしょうか。別枠で表示しろというのはもう3年前ぐらいからやられてきていますけれども、現実に世田谷区ではそこはやっておられるんでしょうか。労務費がどのくらいあるかというものに応じて変わってくるので、ちょっと厄介なことはあると思うんですけれども。総工事費の中で、工種の内容によって、どのぐらいが労務費総額になって、それに対応する法定社会福利費はどのくらいになるかという、これはおよその枠組みしか出てこないとは思いますが、その辺を別枠表示ということはどこまで可能なのかという試みはされるんでしょうか。

事務局 ですから、その辺については国の動きもありますので、その辺の動向を見ながら検討していきたいと考えております。

委員 可能は可能なんですか。

事務局 今は一般管理費の中に含まれているという形でございます。

委員 別枠でないわけですね。

事務局 はい、一般管理費の中に含まれております。

委員 ただ、この間の営繕所管の説明でいくと、一般管理費に入っているのは元請の労働者の社会保険料負担であって、現場の技術者については現場管理費で、労働者については工事費の中に入っているというのが営繕課の説明でしたので、多分、もしちゃんと社会保険料を別枠明示するとなれば、当然その全ての労働者、下請含めた社会保険料をちゃんと積算した上で別枠明示しないと、本社の5人、10人のための社会保険料が一般管理費から別枠にしても多分余り意味がないと思うので、やるのであればちゃんとそのようにされたほうがいいかと。問題になっているのは、働いている人たちがちゃんと、下請が社会保険料をもらえているか、払えているかということが問題なので。

会長 その辺は恐らく区のほうとしても意識されて、先ほどの、要は1人で最低が2800円ですよだとかというのが出たとしても、それは監督をしている人の額であって、実際働いている人の額が表に出てきていないじゃないのと同じで、この2800円もらっている人の法定福利費が幾らですというのが別で出てきたとしても、実際のこっちで働いている人の法定福利費が明示できるようにというのは、今の国のほうの通達だとかということもあるんだけど、それがどこら辺のところまでできるのか。かなり個人営業的にされている会社さんもあると。そうすると、その中において事業所負担と本人負担なんかが明確に分けられるかどうかというあたりの問題もさらにそこでは発生してきてしまうと思うので。それは、とりあえずはここら辺までというような段階を追っていこうなと。ただ、それをちゃんとしていきましょうというのは、国全体としても方向性ははっきりすると思います。そういう中で、営繕なんかのところもどうしようかというところで、今一生懸命検討されているというふうには聞いていますので。

ほかにいかがでしょうか。今年度中、第3回のところで、今委員からいただいた話、それから営繕のほうでも1つの取りまとめが1月かそれぐらいには出るということですので、そういうことも踏まえて議論ができる会を開いたらと思っておりますが、委員の皆さんのほうから何かほかにございますか。

委員 労働報酬専門部会でもお話が出たんですけども、金額の問題は労使でというか、使用者側と労働者側と我々、中立の委員会でいろいろやってきて、3年たったので、おおむね気心が知れたというか具体的な議論になってきたわけで、いよいよこれからどう実効性あるものにするかと。よその区から悪口を言われたら、どうせおまえのところはペナルティーがないじゃないかと言われて、好きな値段をつけられるじゃないかと、これは 弁護士が言っていたんですけども、多摩市はまだ900幾らなんです。

そういう意味では、どれがいいかというのはそれぞれの自治体を選ぶことで

すけれども、少なくともこの委員会で決めたことが職場に根づくのに多分二、三年かかると思うので、今の議論も委員の問題提起は非常によかったと思うんですけれども、そうするといろんな意見があって、私としては簡易なやつで、賃金のところぐらいだけでいいので、丸か何かですぐできないやつにしてもらいたいと思うんですが、その辺も含めてちょっと提言をしていただければと。

それから、いいものはたくさんあるんですけれども、具体的にこれがどの程度の数なのかというあたりもちょっと聞かせていただいて、来年、予算を取ってもらうには、少なくともこのぐらいの数でなくてはいけないとか、あるいは全労働者にどうやって渡すかというあたりで、その辺をもう少し、この委員会としてことしの答申を出されたらどうかと思うので、ぜひ第3回を持っていただきたいと思います。

委員 以前より報告があった積算を別枠で積算協会で作ってみるという話があって、秋口ぐらいにやられるということなんですが、具体的に実際いつごろ、どういう契約、もしくは何本。ちなみに、差異があったときはどういう対応をされる予定なのか。その辺、きょう営繕はいらっしゃらないんですが、わかる範囲で結構ですけれども。

事務局 それで次のその他の3番目、第3回公契約適正化委員会開催についてということでございまして、営繕のほうでは1月末ごろにその結果が出てくるということですから、その結果を報告するというのがこの第3回の公契約適正化委員会開催についてという項目でございます。

今のところ、1月31日か2月1日の午前中で今調整をしているところでございます。

事務局 幾つかの案件を契約して、積算協会にお願いしていて、その結果が出るのが1月20何日という話なので、それをもってということになります。

委員 それは、契約した物件を積算協会に投げています。これから契約するものを事前に投げて修正するというわけではないですか。どういう流れなのかいまいちよくわからない。議会でも質問があって答えているんですけれども、何かよくわからないんですけれども。

事務局 具体的に私がそこまで確認していなくて申しわけないんですけれども、区のほうで設計をする、工事の積算を協会のほうに委託を、区のほうで積算したものを再度協会のほうで確認をしていただくということしか聞いていなくて申しわけないです、済みません。

会長 ということになると、発注前ですか。今のだったら発注前だよな。

事務局 発注前じゃないかなと思います。

委員 そうですね。来年度以降に、もしくはこれから発注するもの……。

会長 もしくは、1月とかその辺に発注するものに関しての。

委員 ……を事前にチェックしているということなんですか。

事務局 と思います、確認していなくて申しわけないんですけども。

委員 それは公表するんですか、この物件について世田谷区で積算したら3000万円でした、でも、積算協会が出したら3300万円でした、だから、3300万円ではこれは予定価格を出しますよという流れというイメージなんですか。

事務局 具体的にどういう形で報告するかわかりませんが、ちゃんと議会報告もするという事なので。ただ、それはこれから委託契約で、どういう形で結果が出てくるのかということでもまた違ってくるとは思いますけれども、報告はする、議会報告を本年度中にするという事です。

会長 ほかによろしいですか。次回のときはそういった問題、それから次年度に向けての話なんかもいろいろとあると思います。

日にちとしては、1月31日もしくは2月1日ぐらいということですか。

〔日程調整〕

会長 第1候補を2月1日の午前中、1月31日は午前中ということですか。

委員 あと、先ほど会長も言っておられました業務委託の適用対象案件についての一覧はぜひつくっておいていただきたいと思います。

事務局 それは今修正というか、件数が多いものですからすぐ出せないんですね。

会長 だから、先ほどのような中でやっていくということですか。

委員 できればメールでデータをいただければ。

事務局 今その準備はしていますので、できれば皆さんにお示しすることはできるんですけども、今入力というか処理をしている最中です。

会長 きょうというわけではなくて。

日程については、第1候補を2月1日の午前中、第2候補を1月31日の午前中、両方午前中ということで、きょう欠席の方にもお願いします。

委員 これは第3回適正化委員会ということになるわけですね。

事務局 そうということですか、第3回です。

事務局 先ほどの積算の関係です。

事務局 委員から先ほど尋ねられた積算の関係ですけれども、積算の対象工事は2件ありまして、梅丘複合施設の新築工事の実施設計と、それから千歳台小学校のトイレ改修工事の実施設計。2つの案件なんですけれども、これらの実施設計に対して積算の検証を行っております。工事はこれから始まる案件になりまして、実施設計の内容について、積算の内容が正しいかどうかを協会のほうに今検証をお願いしているところです。その結果が出るのが1月26日ということになっています。

委員 まだ工事は始まっていないと。

事務局 そうですね。

会長 よろしいでしょうか。

それでは、長時間にわたりありがとうございました。

事務局 区長代理として、報告書をお預かりいたします。

会長 先ほどの報告書です。よろしく申し上げます。

事務局 謹んでお受けいたします。確実に区長に報告させていただきます。
どうもありがとうございました。

午前11時28分閉会